

集団資源回収の推進について

地球温暖化による世界的な異常気象や海水面の上昇、PM_{2.5}による空気汚染、ダイオキシンなどによる土壌汚染、オゾン層破壊による紫外線増加、など地球規模での環境について問題は現在多岐にわたっています。

そうした中、ここ数年、業界を問わずにプラスチック製品の使用を制限する動きが世界各地で加速しています。

飲食店ではテイクアウト用の容器などに使われたりしていますが、なかでも大量消費されているのがプラスチック製のストローです。

この背景には、「マイクロプラスチック」問題があります。

マイクロプラスチック問題とは、ごみとなったプラスチックが海に流出し、それを食物連鎖の底辺であるプランクトンまでもが体内に取り込むことが確認されており、食物連鎖の中で人間にも悪影響が出るとされていることです。

プラスチック製ストローは多くの飲食店が大量消費していますが、紙製のものに代替したり、使わないように工夫する、それ自体は小さな取り組みかもしれませんが、地球規模の海洋汚染対策の第一歩として、大きな動きといえるのではないのでしょうか。

国では、平成12年6月に「循環型社会形成推進基本法」が公布されました。

「循環型社会形成推進基本法」では、廃棄物の発生量が膨大であること、廃棄物の最終処分場の確保が年々困難になっていること、不法投棄の増大などといった問題を解決するために、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成すること、としています。

そして平成28年3月に策定された「川越市一般廃棄物処理基本計画」において、資源化の課題として平成25年度の本市の資源化率は約24.6%となっており、全国平均の20.7%を上回ってはいますが、資源化を強く推進している自治体には資源化率が40%を超えているところもあり、今後本市においても資源化率を高める方策について検討していく必要がある、としています。

しかし平成29年度の資源化率、いわゆるリサイクル率は、23.12%と下がっております。第一次目標年度の平成32年度目標は資源化率30%としており、大きく乖離しているのが現状です。

その中で、重点的に取り組む施策の一つとして、ごみの減量・資源化を図り、循環型社会を目指すため集団回収活動の支援、集団回収実施団体を増やしていく取り組みを行います、とあります。

私は毎月地元の集団資源回収に参加しておりますが、毎回100名程度の地域の方々が参加し、町内を軽トラで回り、各家庭の前に出された資源ごみを回収して回っています。

3か月に一度の育成会主催の際には多くの子供達も参加しています。

参加者は「この収益が祭りの資金になるんだ、子ども達のための事業に使うんだ」と快く参加され、また地域の方々が毎月顔を合わせ、結束を強くする、とても良い事業だと感じております。

そうした中、今回市で布類の定時回収が始まるとの通知があり、地域の方からは回収量が減ってしまうのではないかと、資源回収でやってるから大丈夫なのに、との声をいただいております。

私自身、集団資源回収は、団体の貴重な活動資金調達のみであるだけでなく、地域のコミュニティを作り、また地球環境という大きな問題を考える上で、集団資源回収の推進を通して、大人だけでなく子どもたちが環境について少しずつ考え、それぞれがすこしずつ行動することで、未来の子供達へ美しい地球を美しいままに残すことにつながると考えております。そうした背景を踏まえ、集団資源回収の現状も含めまして質問を行ってまいりたいと思います。

【1回目】

まず1回目の1点目としまして、

●集団資源回収を実施するようになった経緯を、お伺いします。

A：集団資源回収は、従来より、廃品回収として行われていたものですが、本市では、ごみの減量・資源化とリサイクルの促進を目的として、市民と行政が一体となって取り組んでいくために、昭和58年度から集団回収報奨金制度を開始し、集団資源回収実施団体に対して報償金を交付しているところでございます。

2点目としまして、

●集団資源回収のメリットについて市の考えを、お伺いします。

A：まず、ごみの減量・資源化の推進が挙げられます。

平成29年度の集団回収事業では、回収量は6507228kgあり、ごみの減量・資源化が図られたこととなります。また市のゴミ処理施設に搬入されませんので、ごみ処理経費の節約にも繋がっております。

更には、市の報奨金制度により、団体の活動資金が確保され、地域のコミュニティ活動に役立てられており、効果的な事業であると考えております。

3点目としまして、

●現在集団資源回収を実施している団体数と過去5年間の登録団体の推移はどうなっているのでしょうか？

A：平成29年度の実施団体数は309団体となっております。

次に団体数の推移でございますが、
平成25年度が334団体
平成26年度が334団体
平成27年度が336団体
平成28年度が330団体
平成29年度が330団体、となっております。

4点目としまして、

●登録団体にはどのような団体があるのでしょうか？

A：登録団体につきましては、自治会や子供会、育成会、PTA、さらには幼稚園及び保育園の保護者会、老人会、市内中学校の生徒会などがございます。

5点目としまして、

●新規に集団資源回収を開始するためにはどのような手続きをすれば良いのでしょうか？

A：川越市集団回収事業報奨金交付要綱第3条により、報奨金の交付の対象となる団体は、「市内に活動の本拠を置き、市民で構成される団体」で、「営利を目的としない団体」を該当要件としております。
集団回収事業を開始するためには、川越市集団回収事業実施団体登録申請書により申請いただき、要綱に従い、その後、開始の手続きとなります。

6点目としまして、

●団体への集団資源回収による報奨金支給基準はどうなっているのでしょうか？

A：実施団体から提出されます集団回収実施報告書に記載された、各資源物の回収量を基に報奨金を交付しております。
市からの報償金は、全品目1kgあたり6円となっております。
また、実施団体におきましては、集団回収事業協力業者より回収した資源物の買い取り代金が支払われております。

7点目としまして、

●過去5年間の団体への支給報奨金総額はどうかっているのでしょうか？

A：団体への報償金総額は、
平成25年度が49548384円
平成26年度が47550750円
平成27年度が44628174円
平成28年度が41699856円
平成29年度が39043728円、となっております。
なお1団体あたりの平均報償額は、平成29年度実績で、126355円となっております。
なお、参考ではございますが、報償金交付団体の最高額は、年額1656192円となっております。

8 点目としまして、

- 現在集団資源回収の対象となる資源物はどのようなものがあるのか？

併せて昨年度の回収の内訳はどのようなになっているのか、お伺いします。

A：現在の集団資源回収の対象品目は新聞、雑がみ、段ボール、紙パック、アルミ缶、びん、布類となっております。

次に、平成 29 年度の回収の内訳についてでございますが、

新聞は、3 2 2 4 3 1 5 kg で全体の 4 9 . 5 %

雑がみは、1 6 8 4 1 4 3 kg で全体の 2 5 . 9 %

段ボールは、1 2 6 1 8 6 8 kg で全体の 1 9 . 4 %

紙パックは、5 4 7 1 7 kg で全体の 0 . 8 %

アルミ缶は、9 0 1 2 6 kg で全体の 1 . 4 %

びんは、1 0 5 7 1 kg で全体の 0 . 2 %

布類は、1 8 1 5 4 8 kg で全体の 2 . 8 % となっております。

9 点目としまして、

- 過去 5 年間の集団資源回収での回収実績はどうなっているのでしょうか？

A：全品目の回収実績は、

平成 25 年度が 8 2 5 8 0 6 4 kg

平成 26 年度が 7 9 2 5 1 2 5 kg

平成 27 年度が 7 4 3 8 0 2 9 kg

平成 28 年度が 6 9 4 9 9 7 6 kg

平成 29 年度が 6 5 0 7 2 8 8 kg となっております。

冒頭でも申し上げました通り、4 月から布類の定時回収が開始されますが、

10 点目としまして、

- 布類が定時回収となった経緯についてお伺いします。

A：布類につきましては、年 2 回の自治会集会所などを使用した 48 か所による拠点回収と、つばさ館の常設回収のみであったことから、「家の中に布類がたまってしまう」といったご意見や「拠点回収の場所まで持っていくのは重くて大変」といったご意見がございました。

また家庭から排出される可燃ごみの中には、布類をはじめとした資源物が含まれているといった実態もございます。これらを分別し、可燃ごみから取り除くことは、ごみの減量・資源化において重要なことと考えております。

このような現況から、市民の皆様に 4 週に 1 度の収集を行うことにより、布類をためずに、近くのごみ集積場に排出でききるようにすることで、利便性の向上と更なるごみの減量・資源化の推進につながることから布類の定時回収を実施することといたしました。

以上1回目とします。

【2回目】

集団資源回収のメリットは、ゴミ処理経費の節約だけでなく、団体への報償金によって地域のコミュニティ活動にも役立てられているとのご答弁でした。

そして集団資源回収は、それまでの廃品回収に変わって昭和58年度から開始され、平成29年度で309の実施団体、330の登録団体があり、市内の自治会数以上の非常に多くの団体が実施していると理解しました。

そこでまず2回目の1点目としまして、

●市内で集団資源回収を実施していない地域はどの程度あるのか？お伺いします。

A：平成27年度に各自治会を対象とした集団回収に関するアンケートによりますと、ご回答いただいた252自治会のうち235自治会内で実施されており、その割合は93%となっております。

このことから、およそ7%の地域が未実施になっていると思われます。

登録団体には、自治会、育成会、PTAだけでなく老人会、生徒会、幼稚園などの保護者会などもあるとのご答弁でしたが、2点目としまして

●団体報奨金等の主な使い道とは、どのようなものがあるのでしょうか？

A：集団回収事業報償金につきましては、要綱上用途まで規定しておりませんので、明確には把握しておりませんが、集団回収実施団体には、自治会、子供会、PTAが多いことから、各団体の会員の皆様の親睦を深める地域イベント等の経費に使われたり、地域コミュニティの活性化への支援に使われたりしていると考えております。

報償金の額については全品目1キロ6円であり、報償金とは別に集団回収事業協力業者より資源物の買い取り代金も支払われていると理解しました。

また過去5年間の報償金総額は年々減少しているものの、平成29年度では約3900万円、1団体あたり年間平均126355円支給されているということ、最高額では報償金だけで年間165万もの支給がされているとのご答弁でした。

年間平均12万、最高で165万円という額は団体にとっては非常に大きな活動資金であると思います。

そこで3点目としまして、

●1キロ6円は、以前から同額なのでしょうか？推移をお伺いします。

A：集団回収事業報償金の推移は、

昭和58年度から61年度までは、1kgあたり2円

昭和62年度から平成2年度までは、1kgあたり3円

平成3年度から5年度までは、1kgあたり5円

平成6年度から平成11年度までは、1kgあたり7円

平成12年度から21年度までは、雑がみが1kgあたり8円、他1kgあたり6円

平成 22 年度から平成 23 年度までは、雑がみが 1 kg あたり 7 円、
他 1 kg あたり 6 円
平成 24 年度からはすべての品目において 1 kg あたり 6 円、となっております。

4 点目としまして、

●各団体は主にどのように集団資源回収を実施しているのでしょうか？

また回収実績が高い団体と低い団体との差とはどのようなものなのでしょうか？

A：平成 26 年度に集団回収実施団体を対象にした実施状況アンケートによりますと、自治会集会所や学校等の 1 か所に集めて資源回収業者へ渡している団体は 46 %、ごみの集積所を利用し、資源回収業者に渡している団体は 38 %となっております。
役員等が戸別収集するなどその他の方法が 16 %となっております。
回収実績の差につきましては、役員の方などが事前の案内や戸別収集等を行うなど活発に活動されていることにより、回収量の差が出ているのではないかと考えられます。

回収内訳では、新聞が 49.5 %とおおよそ半分を占めており、次いで雑がみの 25.9 %、段ボール 19.4 %が主なものであり、布類は 18 万 1 千 548 キログラムで全体の 2.8 %であるということ、過去 5 年間の回収実績では、平成 29 年度は約 650 万キログラムで、平成 25 年度の 825 万キログラムと比べると 78.7 %と大きく減少していると理解しました。

そこで 5 点目としまして、

●どのようなことが原因で、回収実績が年々減っているのでしょうか？

A：主な原因といたしましては、インターネット等によるメディアの電子化により、新聞、雑誌等の販売、購読量が減少したことによる、紙媒体での出版物の減少がございます。
日本製紙連合会のホームページによりますと、
平成 17 年の新聞用紙、印刷・情報用紙等の需要量は約 1900 万トン
平成 29 年の新聞用紙、印刷・情報用紙等の需要量は 1400 万トンと、紙の需要量は減少しております。
また、少子高齢化による集団回収協力者の減少も、回収実績の減少に影響しているのではないかと考えております。

「川越市家庭ごみの分け方・出し方」を見ると紙類について「集団回収をご利用ください」と紙類の定時回収を実施していない地域もありますが、6 点目としまして

●紙などの定時回収を行っていない自治会は、どのようなことから行っていないのでしょうか？

A：現在、19 自治会において、紙類の行政による定時回収は実施しておらず、集団回収により回収しております。

これは、集団回収実施団体である自治会等からの要望によるもので、行政回収の停止依頼書をもって行政による回収を行っていないものでございます。

布類の定時回収開始の経緯についてもご答弁いただきました。

「家の中に布類が溜まってしまう」、「拠点回収の場所まで持っていくのが大変」とのご意見があり、結果として可燃ごみの中に布類が含まれている現状を改善するため、排出機会を増やすことで、ごみの減量・資源化の推進を行うと理解しました。

集団資源回収量に占める布類は全体の2.8%ではありますが、総量は約18万kgと決して少なくない量ではありません。

排出機会を増やすことで資源化を進めるということは十分理解しておりますが、団体からは、布が定時回収になると資源回収の量が減ってしまうという声とともに、布類定時回収のスケジュールが決まらないから、来年度の資源回収の予定が立てられないなどとの声も頂いております。

そこで7点目としまして、

●布類定時回収について各種団体、自治会への告知はどのように行ったのでしょうか？

A：集団回収実施団体等については、昨年12月にお知らせいたしました。また自治会については、自治会回覧として、昨年10月にお知らせいたしました。

更に、市民の皆様については、本年1月と2月に発行した広報川越のほか、公式ホームページ、公式ツイッターでお知らせしたところでございます。

今後につきましては、3月の広報川越と併せ、冊子「川越市家庭ごみの分け方・出し方」の全戸配布とともにスマートフォン向け川越市ごみ分別アプリでお知らせしてまいります。

8点目としまして、

●布類定時回収について各種団体からの声はあるのでしょうか？

A：市民の方の中には「家の中に布類をためないで済む」「集積所での回収になるので便利になる」といった声がございます。

一方、「集団回収を優先したい」「集団回収の量が減ってしまう」といった自治会からの声もございました。

以上2回目とします。

【3回目】

集団資源回収は、市内およそ93%の地域で実施されており、報償金等の使い道については地域イベントや地域コミュニティの活性化に使われている、そして報償金は、事業開始当時は2円であったのが、何度か見直しが行われ現在は1キロ6円となっていると理解しました。また回収実績が減少している原因は、インターネット等による電子化の影響で、新聞・雑誌等の紙媒体での出版物が減少していることではないか、とのご答弁でした。

これだけ多くの地域で実施され、収益が地域に還元されている集団資源回収の推進は、それだけでも更に推進していくべきものと改めて感じるとともに、回収量が大きく減少していること、紙類の定時回収を19自治会が実施していないことを考えれば、今後報償金の見直しなども検討していくべきではないか、とこの点は申し上げておきます。

回収実績が高い団体では、戸別収集等を行うなどの活動をしていると理解しました。

布類開始の経緯についてのご答弁で「拠点回収まで持っていくのが大変」というご意見があったということを考えれば、戸別収集は有効な手段だと思います。

布類定時回収について、自治会には昨年10月、実施団体等には昨年12月に通知し、団体からは、集団回収を優先したい、回収量が減ってしまうといった声があることのご答弁でした。先にも申し上げましたが、団体からは、なかなか布類定時回収のスケジュールが決まらず、資源回収の予定が立てられないと言った声も聞いており、もう少し丁寧な説明が必要ではないかと感じております。

今後集団資源回収を更に推進していくためにも、すぐに出来ることとして、集団資源回収を優先するよう市民にもっと積極的に発信し、実施団体の後押しをしていくべきと考えますが、3回目の1点目として

●集団資源回収を優先させることについて市の考え、をお伺いします。

A:「集団資源回収事業」につきましては、広報川越及び川越市公式ホームページはじめ、「川越市家庭ごみの分け方・出し方」冊子や自治会回覧等を通じて、地域の集団資源回収を優先していただけるよう、周知・啓発を行っております。

更には、広く市民の皆様に集団資源回収事業の効果や効率性について認識を高めていただくよう、地域に環境美化を中心として活動しているかわごえ環境推進委員にもご協力をいただくなど、啓発に取り組んでまいります。

徳島県に上勝町（かみかつちょう）という平成15年に日本で初めて「ゼロ・ウェイスト宣言」をし、資源化率が80%達成した自治体があります。

ゼロ・ウェイストとは、燃やして埋めるごみ処理から、ごみの発生自体を減らす政策のことです。

上勝町の最大の特徴は、「リユース推進基地」として「ごみステーション」を設置していることです。

そこには、いつでもごみを持ち込むことができ、34分類ものの分別をしてリサイクルを行っ

ています。

またその資源ごみが、どこに行って何に利用されるのか、1キロいくらかで売却されるのかなどが明示されており、自分がちゃんと分別することで町が少しだけ潤うという意識付けがされるような工夫がしてあります。

更にはポイントを貯めて、各種商品と交換できる雑がみポイントキャンペーンといった仕掛けも行っています。

金銭面以外でも、このごみステーションは、町内で一番人が集まり、コミュニケーションが生まれる場になっているそうです。

今後高齢化は、ますます進んでいきます。

先の質問に対するご答弁では、拠点回収の場所までごみを持っていくのが大変といった声や、少子高齢化による集団資源回収協力者の減少で、それが回収実績の減少にも影響しているとのことであり、集団資源回収事業の見通しは現状厳しいと言わざるを得ません。

地域に普段から資源ごみを出せる、上勝町のような資源ステーションといった場所をつくることで、決められた曜日の決められた時間に資源ごみを出さなければいけないのではなく、必要な時に自分のペースで持ち込むことができ、地域の収益増、コミュニケーションの活性化、更にはリサイクルへの意識付けが進み、地球環境保全にもなるものと考えます。

今後は、そうした環境の整備もしていくべきと考えますが、

2点目として、

●資源ステーションを設置することについて市の考え、をお伺いしまして私の一般質問とさせていただきます。

A: 資源物を持ち込むことができる資源ステーションは、自治体やスーパーなどが設置し、管理・運営している事例がございますが、放火や不法投棄、盗難など、防犯上及び管理上、注意しなければならない課題もございます。

自治会など集団資源回収を実施している地域が主体となって資源ステーションを設置する手法につきましては、いつでも資源物を持ち込めるといった点から集団資源回収の効率的、効果的な方策の一つと思われます。

議員さんご指摘の集団資源回収を実施している地域が主体となった資源ステーションの設置につきましては、他市での実施事例をはじめ、その方策につきまして調査・研究してまいりたいと考えております。